

第2章

支える

子育てに関する サポート・相談

赤ちゃん訪問から始まる子育てサポートがあります。思うように育児ができない、子どものしつけがうまくいかない、お友だちがなかなかできないなど…。子育て中の親と子が直面している様々な悩み、問題点を解決するために、あらゆる角度から子育てをサポートする制度や機関があります。



事業・イベント等の開催が中止・変更・延期になる場合がありますので、事前に各ページのお問い合わせ先までご確認ください。

① 子育てサポート

赤ちゃん訪問
(新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問)

出産されてから2週間以内に母子健康手帳に綴じ込みのハガキがインターネット申請で「出生連絡票」をお出しください。すべての赤ちゃんを対象になるべく早い時期に全戸訪問を行っていますので、「新生児訪問」が「こんにちは赤ちゃん訪問」、どちらかをお選びください。「新生児訪問」は、保健師・助産師・看護師がご自宅を訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談などを行い、子育て情報をお届けします。「こんにちは赤ちゃん訪問」は、地域のこんにちは赤ちゃん訪問員がご自宅へ伺い、地域の子育て情報をお届けします。

● お問い合わせ先

地域みまもり支援センター 地域支援課 (中原区役所 2階 3番窓口)

TEL:044-744-3105 FAX:044-744-3196

**川崎市
産前・産後家庭支援
ヘルパー派遣事業**



母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。※母親が自宅にいる状態で、自宅に派遣されたヘルパーが育児や家事のお手伝いをする事業です。



- 派遣対象者：市内に居住する産前から産後6か月（例：1月1日でご出産の方は7月1日）を迎える日まで（多胎児の妊産婦については産後1年を迎える日まで）の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等がある人で、昼間他に育児や家事を行う人がいない人
- サービス内容：
 - <育児関連> 授乳、おむつ交換、沐浴介助、保育園等への送迎、その他必要な育児援助など
※保育園等への送迎は派遣対象となる子どもの兄、姉に限ります
 - <家事関連> 食事の準備及び後片付け、洗濯、掃除、買い物、その他必要な家事援助など
- 利用条件：◎8:00～19:00
 - ◎1回2時間以内、1日2回まで
 - ◎延べ20回まで(多胎の場合は延べ60回まで)
- 利用料金：◎1回当たり1,650円～2,050円
 - ※利用事業者によって、料金が異なります
 - ※生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要です。

※次ページへ続く

●利用申し込み（申請）方法

下の「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業認定事業者」の中から、希望する認定事業者をお選びいただき、原則ヘルパー派遣利用開始希望日の7日前までに、直接認定事業者にお申し込みください。なお、利用申請書は、川崎市HPから印刷するか、各認定事業者で配布しています。

【中原区民を対象とした産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業認定事業者一覧】

市外局番(044)

事業者名	所在地	電話・FAX	サービス提供地区	利用料
株式会社 湘南コンシェル	横浜市区北幸1-11-1 水信ビル7階	TEL : 0800-888-3270	中原区全域	2,050円/回
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ばんじい	中原区木月 3-5-32 ホワイトパレス 202	TEL :455-2770 FAX:455-2767	中原区全域	1,650円/回
株式会社mai・chai・mai (マイ・チャイ・マイ)	中原区下沼部 1774-1F	TEL :431-3296 FAX:431-3297	中原区全域	2,050円/回
特定非営利活動法人 ホッとスペース中原	中原区下小田中 1-19-21	TEL :777-7599 FAX:777-7509	中原区全域	1,860円/回
高津家事介護ワーカーズ・ コレクティブ ほほえみ	高津区下作延2-13-24 たつみ荘2号	TEL :870-0082 FAX:870-0124	中原区の一部	1,650円/回
NPO法人子育て支えあいネットワーク 満 ママのお助けコンシェルジュ事業部	高津区千年新町7-4	TEL&FAX: 872-7111	中原区の一部	2,050円/回
幸・子育て支援 ワーカーズ コレクティブまめ・まめ	幸区下平間 177-18 高橋建設興業ビル202	TEL :533-9466 FAX:533-7897	中原区の一部	1,650円/回
ドゥーラ協会認定 ドゥーラかわさき	中原区丸子通 2-444-6		中原区全域	2,050円/回
omotenursing 武蔵小杉	中原区小杉町		中原区全域	2,050円/回
株式会社ポピンズ ファミリーケア	東京都渋谷区広尾 5-6-6	TEL :03-3447-2292 FAX: なし	中原区全域	2,050円/回

※上記情報については変更になる場合もありますので最新の情報は市ホームページでご確認ください。

●お問い合わせ先（申し込みは直接上記の事業所へ）

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当

TEL:044-200-2450 FAX:044-200-3638

産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安」「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」「お産と育児の疲れから体調がよくない」など、出産後、育児などの支援が必要な方を対象に産後ケアを行います。助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」と、助産所に日中来所してケアを受ける「日帰り型」と、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。お子様1人につき、通算して7日以内の利用が可能です。多胎児の場合は、お子様1人につき、通算して7日以内の利用となります。（例：双胎の場合 14日以内の利用）

- 利用できる方：※市内在住の生後4か月未満の乳児とその母親※36週6日までに出産した方は修正月齢で4か月未満（医療行為が必要な方はご相談ください。）

●利用料金

宿泊型：1日7,500円（1泊2日15,000円）

日帰り型：1回4,000円 訪問型：1回5,000円

※世帯状況による利用料金の免除または一部減免あり

<初回のみ>右記二次元コードを読み取り
必要事項を入力して登録し
てから、お電話ください。

※出産前の方は「宿泊型」の
み登録可



●お問い合わせ先（利用の相談・申込み）

川崎市助産師会 産後ケア事業部

TEL:044-819-4635

月～金 10:00～16:00
祝日・年末年始を除く

② 一時預かり・送迎

ふれあい子育て サポート事業

育児を援助したい方（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が、それぞれサポートセンターに会員登録し、会員相互による育児援助活動を行っています。

- 会員：川崎市中原区内にお住まいで、次の要件を満たす方ならどなたでも会員になれます。
ヘルパー会員と利用会員の両方に登録もできます。
- 子育てヘルパー会員：心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解を有する20歳以上の方
（サポートセンターが実施する研修を受けた方）
- 利用会員：生後4か月から小学校6年生までのお子さんと同居している方
- 援助活動の内容
 - (1) 保育所、幼稚園などへの送迎を行います。
 - (2) 通院、残業、講座への参加などの際に一時的に子どもを預かります。
※お子さんを預かる場合は、原則としてヘルパー会員の自宅となります
- 報酬などの支払い
定められた基準（1時間800円～900円）で、利用会員がヘルパー会員に直接支払います。
- お問い合わせ先（中原区在住の方）



ふれあい子育てサポートセンターTACK（タック） 中原区宮内2-15-15 TEL:044-948-8915

シルバー会員による 子育て支援

（公財）川崎市シルバー人材センターに登録している
60歳以上の会員による子育て支援サービスです。

- サービス内容：
 - (1) 保育園、幼稚園、小学校、習い事などへの徒歩または公共交通機関利用での送迎
 - (2) 保護者の出産や病気の見守り（宿泊を除く）
※お子様が病気の時には利用できません。
- 対象：3歳から小学校6年生まで
- 利用時間：8:00～19:00
- 利用料：①+②+③=利用料
 - ① 配分金（会員への報酬）
 - 送迎：送り、迎え、1回 1,300円ずつ（1時間以内）
 - 見守り：(a)2時間以上（1時間あたり）1,200円（8:00～19:00）
(b)1時間半以内（1回あたり）1,800円（8:00～19:00）
 - ② 事務費：配分金×12%
 - ③ 交通費：実費 ※2人同時の送迎・見守りは5割増し
- 注意事項
お子さまを見守り中、家事援助サービス（掃除、洗濯、調理等）をお受けすることはできません。但し、あらかじめ準備してある食事を温めてお出しすることは可能です。



● お問い合わせ先

（公財）川崎市シルバー人材センター 南部事務所 川崎区堤根34-15 TEL:044-222-1550

二次元コード
P6に
あります。A

②一時預かり・送迎

二次元コード
P6に
あります:B

子育て 短期利用事業

保護者の病気、出産、育児不安、育児疲れ、冠婚葬祭などのため家庭において子育てが一般的に困難になった場合に、原則7日以内でお子さんを宿泊または日帰りにて預かります。利用料金には減免制度があります。

詳細は、各施設までお問い合わせください。市内在住の方が対象です。入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問い合わせください。

市外局番(044)

名称	所在地	定員	対象年齢	利用料金 (1日)	電話番号
SNG 児童 家庭支援センター	中原区 木月伊勢町 3-3 (新日本学園内)	10	2歳～満12歳	2,350円	711-8484
あいせん児童 家庭支援センター	川崎区 浜町 2-22-16 (すまいる内)	10	2歳～満12歳	2,350円	201-4772
しゃんぐりらこども 家庭支援センター	幸区 東小倉 6-1 (しゃんぐりらベビーホーム内)	2	0～1歳児	4,300円 ※宿泊のみ実施	520-3608
まぎぬ児童 家庭支援センター	宮前区 馬絹 1-24-5 (川崎愛児園内)	10	2歳～満12歳	2,350円	863-7855
かわさきさくら 児童家庭支援センター	多摩区 菅稲田堤 1-10-5 (至誠館さくら乳児院内)	5	0～1歳児	4,300円	944-3981
はくさん児童 家庭支援センター	麻生区 白山 1-1-5 (白山愛児園内)	10	2歳～満12歳	2,350円	712-4073

一時保育事業

保護者の週3日以内の就労・就学などで断続的に養育が困難となる世帯や、保護者の病気、冠婚葬祭などで緊急に保育が必要となる世帯のお子さんを一時的に保育します。

詳しくは55・56ページをご覧ください。

二次元コード
P6に
あります:C

病児保育・ 病後児保育

保育所などに入所しているお子さんが、病気等のために通園できない時に、一時的にお子さんを預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する制度です。

「病児保育」は病気にかかっているお子さん、「病後児保育」は病気が治りかけているお子さんをお預かりします。

詳しくは56ページをご覧ください。

③ 相談

困った時はひとりで悩まないで

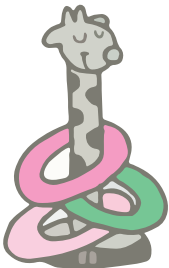


地域みまもり支援センター地域支援課では、0歳から18歳までのお子さんやその家族に関する相談を、保健師、栄養士、社会福祉職、教育相談員などの専門職がお受けします。どこに相談したらよいかわからない時も、どうぞお気軽にお電話、または相談窓口にお越しください。

こんな時はこども相談窓口へ！

1. 育児について相談したい
2. 子どもの発育や発達について相談したい
3. 学齢期の子どもへの対応や、不登校について相談したい など

お気軽に
ご相談ください



地域みまもり支援センター地域支援課
(中原区役所2階3番窓口)

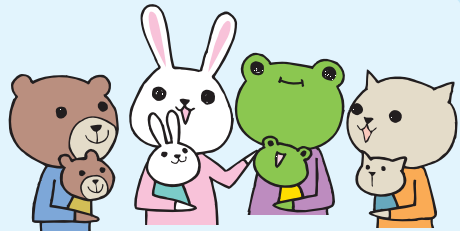
TEL : 044-744-3261
FAX : 044-744-3196

月～金曜日
受付時間
8:30～17:00

子育てこぼれ話

子どもらしさ、その子らしさを
受け入れるために

出産まで赤ちゃんといふ機会がなかった方が、初めて子育てに直面した時には、わからないことが沢山あると思います。これでいいのかと不安になることもあると思いますが、子育てはこれが正しいというものはありません。まずは外に出て、世代を超えた多くの方々といふあいの中、赤ちゃんや子どもがどのように成長する



のか知り、その子らしさを見つけ、あなたらしい子育てをしていきましょう。

子育て支援に関する相談窓口

1. 育児・発達などの相談窓口

市外局番(044)

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所
こども相談窓口	生活習慣・母乳・育児・しつけ・就園・就学・学校生活・学習・家族関係など、育児全般に関する相談	0歳～18歳	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00	電話 面談	不要	区役所地域みまもり 支援センター 地域支援課 TEL:744-3261
歯科相談	歯と口に関する相談	0歳～18歳	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00	電話 面談	要	歯科保健・南部担当 TEL:201-3182
栄養相談	離乳食・幼児食・ミルク・母乳など栄養・食生活に関する相談	0歳～18歳			不要	区役所地域みまもり 支援センター 地域支援課 TEL:744-3267
育児相談 【来所相談】	保健師・栄養士・歯科衛生士による育児全般についての相談	0歳～就学前	要予約	面談	要	区役所地域みまもり 支援センター 地域支援課 TEL:744-3261
乳幼児特別相談 【来所相談】	疾病や発達上の問題などについて、小児科医師による相談	0歳～就学前	要予約	面談	要	
幼児相談 【来所相談】	お子さんの言葉や社会性の発達についての相談	1歳半～ 就学前	要予約	面談	要	
アレルギー相談 【来所相談】	アレルギー疾患について、医師による相談	0歳～就学前	要予約	面談	要	
保育相談	育児全般に関する相談	0歳～就学前	※曜日・時間は保育所により異なります	電話 面談	不要	認可保育所 ※一覧参照(50～52ページ)
地域子育て 支援センター	育児全般に関する相談	0歳～就学前	※曜日・時間はセンターにより異なります	電話 面談	不要	地域子育て支援センター ※一覧参照(73・74ページ)
まちの保健室	育児全般に関する相談	0歳～就学前	月～金曜日 9:30～16:30	電話	不要	川崎市看護協会 (川崎市ナースिंगセンター) TEL:711-3995
発達相談	心身の発達に関する相談	0歳～ 18歳未満	月～金曜日 第2・4土曜 8:30～17:00	電話 面談	要	川崎市中央療育センター TEL:754-4559
助産師による 無料電話相談 ハローベビー かながわ	妊婦・出産・子育て・女性の健康に関する相談	妊婦・出産・子育て・女性の健康に関する相談のある方	月～土曜日 10:00～13:00	電話	不要	神奈川県助産師会 TEL:045-502-3932
マタニティ 育児相談室	●妊産婦の生活と育児全般についての相談 ●乳幼児の身長体重計測	妊産婦と乳幼児を子育て中の方	火・木曜日 13:00～16:00 受付15:45まで	面談	不要	グランツリー武蔵小杉 TEL:422-3111
児童家庭支援 センター	乳幼児を中心とした育児相談からしつけなどの子育て相談、乳児の子育て短期利用事業についての相談	0歳～ 18歳未満	月～金曜日 9:00～18:00 (祝祭日、年末年始を除く)	電話 面談	要 (電話)	しゃんぐりら こども家庭支援センター TEL:520-3608
	学齢期の子どもを中心とした、地域の子育て等に関する相談、子育て短期利用事業に関する相談	0歳～ 18歳未満	月～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く)	電話 面談	要 (電話)	SNG児童家庭支援センター TEL:711-8484

2.お母さまの健康相談

市外局番(044)

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所
産後の健康相談	●血圧測定 ●個別の健康相談	おおむね 出産後 1～6か月 のお母さん	第2水曜日 13:15～受付 (来所時間は予約時 にお伝えします)	面談	要	区役所地域みまもり 支援センター 地域支援課 TEL:744-3268
女性のための 健康相談 (女性コーナー)	助産師による 健康相談	区内在住の 女性	奇数月の第2水曜日 13:15～受付 (来所時間は予約時 にお伝えします)	面談	要	区役所地域みまもり 支援センター 地域支援課 TEL:744-3268

3.ひとり親家庭に関する相談窓口

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所
川崎市母子・ 父子福祉センター サン・ライブの ひとり親家庭相談	・生活相談 ・就業相談 ・弁護士による法律相談 ・1級ファイナンシャル プランナーによる生活 家計相談	ひとり親家庭の 父母または寡婦 (一部離婚前の 方も可)	火～日曜日 (祝日が月曜日の場合は 翌日 第24日曜、祝日 を除く) 9:30～16:00 (水・金曜日は 9:30～20:00)	面談	要	川崎市母子・父子福祉センター サン・ライブ TEL:733-1166

4.いじめ・就学・しつけ・非行などの相談窓口

相談窓口名		内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所	
児童相談		虐待・養護・非行・障害・不登校・性格行動しつけなどの相談	0歳～18歳未満	月～金曜日 8:30～17:00 (年末年始を除く)	電話 面談	不要	南部児童相談所 (中央児童相談所) TEL:542-1234	
教育相談	総合教育センター	24時間子供SOS電話相談	小学生～高校生	24時間毎日	電話	不要	TEL:522-3293	
		子ども専用電話相談		平日9:00～16:30 (年末年始を除く)	電話	不要	TEL:844-6700	
		電話相談	小学生～高校生及びその保護者	毎日9:00～18:00 (年末年始を除く)	電話	不要	塚越相談室 TEL:541-3633	
				平日9:00～16:30 (年末年始を除く)	電話	不要	溝口相談室 TEL:844-3700	
		来所相談		平日9:00～17:00 (年末年始を除く)	面談	要	塚越相談室(中原区在住の方) TEL:541-3633	
				平日9:00～17:00 (年末年始を除く)	面談	要	溝口相談室 TEL:844-3700	
	教育相談室	教育委員会教育相談室	市立学校へのご要望・学習・行動・不登校・いじめ・進路・転編入学など教育問題一般に関する相談	児童・生徒本人、保護者等年齢に関わらず受付	月～金曜日 9:30～17:00	電話 面談	不要	教育委員会事務局教育相談室 TEL:200-3288
		電話相談 ホットライン	市立学校における体罰や、先生との関係の悩みなどに関する相談	児童・生徒本人、保護者等年齢に関わらず受付	月～金曜日 9:30～17:00	電話 面談	不要	教育委員会事務局教育相談室 TEL:200-3289

5.人権に関わる相談窓口

市外局番(044)

TEL:044-253-1111

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所	
川崎市人権 オンブズパーソン	いじめ・体罰・虐待・学校 や施設でのトラブルな どの相談	0歳～18歳 未満 (川崎市在住 ・在勤・在学等 の方)	月・水・金曜日 13:00～19:00 土曜日 9:00～15:00 (日・祝日・年末年始は 休み)	電話	不要	川崎市人権オンブズパーソン TEL:200-1460(おとなの方用) ○子どもあんしんダイヤル フリーダイヤル0120-813-887 (子ども専用)	
	DV(ドメスティックバイオレン ス)、デートDV、セクハラ(セク シュアルハラスメント)、性別 による差別的な扱いなど男女 平等にかかわる相談	川崎市在住 ・在勤・在学 等の方				川崎市人権オンブズパーソン TEL:200-1461	
こどもの人権相談	いじめや体罰、不登校、 親による虐待などに関 する相談	こどもだけでなく、 こどもに関するお 悩みをお持ちの大 人の方も利用可能	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・ 年末年始は休み)	電話	不要	法務局 こどもの人権110番 (全国共通)フリーダイヤル TEL:0120-007-110	
		誰でも		電話	不要	みんなの人権110番 TEL:0570-003-110	
				電話・面談	不要	横浜地方法務局川崎支局 TEL:244-4166	
児童虐待相談	虐待などに関する相談	0歳～18歳 未満	24時間受付 (365日無休)	電話	不要	川崎市児童虐待防止センター フリーダイヤル 0120-874-124	
川崎市DV相談 支援センター	配偶者等からの暴力 (DV)被害に関する電 話相談	川崎市在住、 在勤、在学等 の方	月～金曜日 9:30～16:30 (祝祭日、年末年始 を除く)	電話	不要	川崎市DV相談支援センター TEL:200-0845	

6.こころの相談窓口

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所
川崎市こころの 電話相談	こころの悩みについ ての相談 ※匿名での相談可	川崎市在住、 在勤、 在学等の方	毎日9:00～21:00 年末年始のみ (12/29～1/3) 9:00～17:00	電話	不要	川崎市こころの電話相談 TEL:246-6742

7.女性のための総合相談窓口

(実施者:川崎市男女共同参画センター)

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所
電話相談 ハロー・ウィメンズ 110番	家庭、人間関係、生き 方、配偶者やパート ナーからの暴力(DV、 デートDV)、ハラスメ ントなどの相談	女性 (川崎市在住、 在勤、在学等 の方)	月～木曜日 10:00～15:00 金曜日 15:00～20:00 日曜日 12:00～17:00 (土・祝日・年末年始 は休み)	電話	不要	ハロー・ウィメンズ110番 TEL:811-8600 ※匿名でお受けしています
面接相談			電話相談のあと、 必要に応じてお受 けします。	面接	要	ハロー・ウィメンズ110番 TEL:811-8600 ※まずは電話でご相談くだ さい
法律相談			偶数月 (4・6・8・10・12月) 第1日曜日 13:15～15:45 第3木曜日 13:15～15:45 奇数月 (5・7・9・11・3月) 第1・第3木曜日 13:15～15:45	電話・面 接	要	※予約時に、確認のためお 名前をお伺いします ※電話でお申し込みができ ない方は FAX(813-5872)でご 予約ができます

8.男性のための相談窓口

(実施者:男女共同参画センター)

相談窓口名	内容	対象	日程	相談方法	予約	問い合わせ先・相談場所
男性のための 電話相談	生き方や働き方、人間関係(家族、 夫婦、親子、職場、性差別)パート ナーからの暴力(DV、デート DV)、性に関する悩みなどの相談	男性	水曜日 18:00～21:00 (祝日・年末年始は休み)	電話	不要	男性のための電話相談 TEL:814-1080 ※匿名でお受けしています

③ 相談

9. マタニティ、子育て、母乳に関する相談

●授乳の方法や母乳のトラブル(張りや詰まり等)については、開業助産師に相談することができます。

※予約制・有料ですので事前にお問い合わせください。また、健康保険は適用されませんのでご注意ください。

近隣の開業助産院

(実施者:川崎市男女共同参画センター) 市外局番(044)

	施設名	所在地	電話番号	診察日	出張
中原区	ウバウバハウス岡本助産院	下小田中1-5-31	740-0621 upaupaokamoto@gmail.com	月～金 9:00～16:00 土 9:00～12:00	×
	さくらバース	今井南町30-9	739-3158	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00 ※時間外は要相談	○
	Babys'アイ母乳育児相談	高津区新作	090-6515-7214	月～金 8:30～17:00 ※緊急時 要相談	○
	ソフトニング母乳ケア助産院	上丸子八幡町 818-2-105	567-7822 https://aromannurse.jp/	平日 9:00～17:00 不定休 土日祝日 9:00～13:00	○
	てまりの助産院	井田中ノ町	090-8228-3046 temarino.yamada.site/temarino	月～金 9:00～17:00 ※出張専門 ※時間外は応相談	○
	ぽかぽか母乳育児相談室	木月2-3-35-503	080-1147-6441	月、水、木、金 9:00～16:00 土(隔週) 9:00～13:00 日 9:00～15:00	○
	あゆむ庵	下新城3-4-12	050-1750-5508 ※ケア中は留守番電話になります あゆむ庵! あゆむ訪問看護チーム https://www.ayumu.family/ayuman	月～金 9:00～17:00 ※出張可能 ※助産師が対応	○
幸区	小峯助産院	小倉2-32-5	588-7275 090-1841-4557	月・火・水・金 9:00 17:00 土 9:00～12:00 ※出張は要相談	○
	オリーブ母子相談室	古川町102-204	276-9603 090-6049-1142 www.oliveboshi.com	月～金 9:00～17:00 ※時間外・出張は要相談	○
	ミチコ母乳育児相談室	北加瀬2-17-29	080-8860-7223	火～土 9:00～17:00 ※緊急時は要相談	○
	つばめ助産院	幸区北加瀬1-8-5-201	090-3209-9619	月・土 10:00～13:00 火・水・金 10:00～18:00 木 14:00～18:00	○
	ソルシエ ベビママケアsorcier	鹿島田	090-3511-8815 sorcier70me@gmail.com http://sorcier-w.jp/mamasorcier/	9:00～22:00 ※不定休 ※韓国語対応可	○
高津区	ひまわり母乳育児相談室	蟹ヶ谷135-2	751-9613 080-1023-1452	不定休 出張専門にて随時可能	○
	ナチュラル母乳育児相談室	溝口5	090-2520-6804	月～金 9:00～17:00 ※土日は要相談	○
	みぎわ母乳育児相談室	溝口2-13-28-301	814-1767 http://migiwaw-oketani.com	月・水・木・金・日 9:00～17:00 ※時間外は要相談	×
	出張助産院mamatowa	北見方	090-3222-6022 ※ケア中は留守番電話となります	月～金 時間は応相談 ※出張専門	○
	助産院POLEPOLE	久地	080-6535-8540 https://migiwaw-polepole.com ホームページよりLINE公式あり	※不定休 ※出張専門	○

10. 母子特化訪問看護・産後うつや多胎児等の医療の必要な方に看護を提供します

	施設名	所在地	電話番号	診察日	出張
高津区	あゆむ訪問看護チーム	高津区千年1035 スカイヴィレッジ新城 D104	050-1751-8025 ※訪問中は留守番電話になります https://www.ayumu.family/ info@ayumu.family	中原区全域、高津区全域	○

※時間等都合により変更になる場合があります

④ ひとり親家庭支援

日常生活支援 (エンゼルパートナー) 制度

ひとり親家庭のお母さま、お父さまが、技能習得のための通学就職活動など自立促進に必要な事由、または、疾病、看護、冠婚葬祭、公的行事への参加等、一時的に支援が必要なときに、家庭生活支援員を派遣する制度です。ただし、残業で帰宅が遅くなり、支援が必要な場合は、定期的に利用することも可能です。利用にあたっては事前面談と登録が必要です。

- 派遣内容：乳幼児の保育、食事のお世話、住居の掃除、身の回りのお世話、生活必需品などの買い物ほか
- 派遣回数：月10日まで（年間 240時間以内）

● お問い合わせ先

【マップP96⑫】

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

TEL:044-733-1166

母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度

母子・父子家庭・寡婦の方などを対象にお子さんの学費、就職に必要な知識・技能を習得するための費用など、必要な資金をお貸しする制度です。

貸付にあたっては審査があります。

● 資金の種類：

就学支度資金、修学資金、技能習得資金等
（一部に有利子の資金があります）



● 申請の窓口（お問い合わせ先）

児童家庭課（中原区役所 2階 2番窓口）

TEL:044-744-3197

※ひとり親家庭等医療費助成制度（P33）、児童扶養手当（P35）もご参照ください

母子生活支援 施設入所相談

母子家庭等で、事情によって児童（18歳未満）の福祉に影響があり、保護及び自立支援を必要としているときに入所の相談ができます。



● お問い合わせ先

地域みまもり支援センター 地域支援課（中原区役所2階3番窓口）

TEL:044-744-3268

川崎市 母子・父子福祉センター サン・ライブ

生活相談、情報の提供、講座・研修の実施、福祉活動の場の提供などを行っています。母子家庭のお母さまや父子家庭のお父さまの就業と自立を応援する各種講座を開催しています。

就職相談や、ハローワークとの連携による求人情報の提供から職業紹介までの一貫した就業支援サービスも行っていますので、ぜひご活用ください。

- 開所時間：9:00～17:00（水・金は9:00～21:00）
- 休 所 日：月曜、第2・4日曜、祝日、祝日が月曜の場合の翌日、年末年始（12/29～1/3）
- 所 在 地：中原区今井上町1-34 和田ビル2階

【マップP96⑫】

● お問い合わせ先

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライブ

TEL:044-733-1166

母子寡婦 福祉団体

母子家庭のお母さまや寡婦の方が、お互いに助け合い、励まし合って自立するために、各地区に母子寡婦福祉会があります。また、母子寡婦福祉会とその連合組織である川崎市母子寡婦福祉協議会（つくし会）は、母子家庭などの福祉増進のため様々な活動を行っています。

母子家庭向け日曜日保育

- 実施日時：第1・3・5日曜日
9:30～15:30（6時間以内）
- 場 所：母子・父子福祉センターサン・ライブ保育室
- 対 象：つくし会の会員である2歳～小学校2年生の子ども
- 利 用 料：無料
※29ページの日常生活支援制度の登録が必要です
※保育の理由は問いません
- 申込方法：事前予約。1か月前から実施日8日前（土曜日）まで
- そ の 他：定員5名 1家庭につき1か月1回まで利用可

● お問い合わせ先

一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会

TEL:044-733-1166



◇ひとり親家庭応援メルマガのご案内

川崎市では、ひとり親家庭の方向けの様々な支援やイベント等の情報を3つのツールにより発信しています。

◇ひとり親家庭応援メルマガ
(メールマガジン)

定例号と特別号を配信中！
市のHPにバックナンバーを
掲載しています。(二次元コ
ードから登録方法もご覧い
ただけます)



◇ひとり親支援LINE

令和5年4月からスタート
しました。ひとり親家庭の情
報を定期的に配信します。
(二次元コードから登録方法
もご覧いただけます)



◇公式X(旧ツイッター)

アカウント名「川崎市ひと
り親家庭応援X(旧ツイッ
ター)」でタイムリーに情報
を発信中！お気軽にフォロー
してください。



● お問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

TEL:044-200-2672

ひとり親家庭
サポートガイドブック

ひとり親家庭の方が利用できる制度や施設などを一冊
にまとめたものです。ひとり親家庭の方のお知りにな
りたいことに合わせて情報を掲載していますので、ご
自身に役立つさまざまな制度や施設があることを知っ
ていただき、就労の安定や、親子の負担・不安の軽減
の一助として、ぜひご活用ください。
区役所児童家庭課等で配布しているほ
か、市ホームページでも公開していま
す。



● お問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援虐待対策室 家庭支援担当

TEL:044-200-2672

⑤ 医療費助成・給付

これだけは
知っておきたい!

小児医療費 助成制度

お子さんの健康保険の対象となる医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。
令和5年9月より所得制限が撤廃され、通院医療費助成対象が中学3年生まで拡充されました。

● 助成対象

(1) 0歳～小学校3年生

通院・院外処方 of 調剤・入院分

(2) 小学校4年生～中学3年生

通院(医療費の自己負担額のうち1回あたり500円を超える額。市民税所得割非課税の場合には全額助成)

院外処方 of 調剤、入院分

● 0歳～中学3年生の申請方法・助成の方法

(1) 申請方法

お子さんが生まれた時、または川崎市に転入した時に申請してください。

申請に必要なものは、お子さまの健康保険証、所得を証明する書類(マイナンバーで所得が確認できなかった場合のみ)、父母のマイナンバーの確認に必要な書類、来庁者の身分証明書です。

※父または母以外の方が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

※オンライン申請が可能になりました。詳しくは川崎市HPをご覧ください。

※令和6年12月に健康保険証の廃止が予定されております。

その後の対応については川崎市ホームページでご確認ください。



(2) 助成の方法

対象者として認定された方には、医療証を交付します。神奈川県内で受診するとき、医療機関の窓口で、医療証と健康保険証と一緒に提示してください。原則として医療費を支払う必要はありません。県外で受診する等のため医療証が使えなかった場合は、一旦医療費を支払い、申請窓口で医療費の助成申請をしてください。

● 申請に必要なものは

①医療証、②金融機関の預金通帳又は口座番号の分かるもの(医療証に記載のある申請者名義のもの)、③領収書、④高額療養費・家族療養付加金等の支給決定通知書(該当の方のみ)、⑤お子さまの健康保険証

※③、④の原本の返却を希望される方はコピーも併せて提出してください。受診した翌月以降、なるべく早く申請してください。受診した翌月から5年を過ぎた場合は時効となり、助成できません。

● 申請窓口(お問い合わせ先)

保険年金課 後期・介護・医療費助成担当(中原区役所1階11番窓口)

TEL:044-744-3204

その他の
医療費助成・
給付制度



市外局番(044)

制度名	助成対象	助成の範囲	申請窓口 (お問い合わせ先)
小児ぜん息患者 医療費支給制度 ※令和6年3月31日をもって制度が廃止となります。 詳細はお問い合わせ先までご連絡ください。	小児ぜん息(気管支ぜん息またはぜん息性気管支炎)と診断された20歳未満のお子さんで、市内に引き続き1年以上(3歳未満は6か月以上)住所を有していて、何らかの健康保険に加入している方	小児ぜん息に係る保険医療費の自己負担額 (食事療養標準負担額を除く)	地域まもり支援センター 地域ケア推進課 (中原区役所2階1番窓口) TEL:744-3252
ひとり親家庭等 医療費助成制度	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さん(中程度以上の障害のある方、高等学校在学中の方は20歳未満まで)を養育している母子・父子、養育者家庭等の方(所得制限あり)	保険医療費の自己負担額 (食事療養標準負担額を除く)	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 (中原区役所1階11番窓口) TEL:744-3204
重度障害者医療費 助成制度	①1・2級の身体障害者手帳を持っている方 ②知能指数が35以下の方、または障害程度がA1・A2の療育手帳を持っている方 ③3級の身体障害で、知能指数が50以下または障害程度がB1(中度)の療育手帳を持っている方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている方	保険医療費の自己負担額 (食事療養標準負担額を除く) ※助成対象④については、入院医療費は対象外	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 (中原区役所1階11番窓口) TEL:744-3204
未熟児養育医療 給付制度	生まれたときの体重が2,000g以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれ、指定病院に入院したお子さん (所得に応じて医療費の一部負担あり)	健康保険の対象になる入院医療費の一部	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3263
自立支援医療費 制度 (育成医療)	身体に障害がある、あるいは医療を行わないと障害が残る恐れのある疾患を持つ18歳未満の方で、指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる障害を除去・軽減する治療を受けるお子さん	健康保険の対象になる医療費の一部 ※保護者の方は医療費の1割を負担 (所得に応じて毎月の負担限度額あり)	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3263
小児慢性特定 疾病医療費助成 制度	次の特定疾病にかかり、症状など一定の基準に該当する18歳未満の方(継続の場合は20歳未満)で、指定医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるお子さん 【対象疾患】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患等	健康保険の対象になる医療費の一部 ※保護者の方は医療費の2割を負担 (所得に応じて毎月の負担限度額あり)	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3263



⑥ 各種手当

児童手当

中学校修了前(令和6年10月の制度改正以降は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方(原則、父母のうち生計維持程度の高い方)に支給されます

●申請手続き

(1) 児童手当を受給するためには、申請が必要です(公務員の場合は勤務先に申請)

<申請に必要なもの>

- ・申請者名義の金融機関の預金通帳またはキャッシュカード
- ・申請者本人の健康保険証または年金加入証明書(厚生年金加入者のみ)
- ・マイナンバーの確認に必要な書類(個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類)
※マイナンバー制度による情報照会により回答が得られなかった場合、所得証明書等の提出をお願いすることがあります。

(2) 児童手当は、申請月の翌月から支給されます。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。

●手当額

児童1人につき月額

年齢	所得制限 限度額未満 (児童手当)	所得制限 限度額以上 (特例給付)	所得上限 限度額以上
3歳未満	1万5千円	5千円	支給されません
3歳以上 小学校卒業まで (第1子・第2子)	1万円	5千円	
3歳以上 小学校卒業まで (第3子以降)	1万5千円	5千円	
中学生	1万円	5千円	

所得制限額

扶養親族 等の数	所得制限限度額 (カッコ内は収入額の目安※)	所得上限限度額 (カッコ内は収入額の目安※)
	この金額以上だと、 児童一人につき 月5千円支給(特例給付)	この金額以上だと、 手当は支給されません。
0人	622万円(833万3千円)	858万円(1,071万円)
1人	660万円(875万6千円)	896万円(1,124万円)
2人	698万円(917万8千円)	934万円(1,162万円)
3人	736万円(960万円)	972万円(1,200万円)

※扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は1人につき38万円を加算した額となります。

令和6年10月制度改正後(所得制限が撤廃されます)

年齢	児童手当
3才未満(第1子・第2子)	1万5千円
3才未満(第3子以降)	3万円
3才以上～高校生(第1子・第2子)	1万円
3才以上～高校生(第3子以降)	3万円

●申請窓口(お問い合わせ先)

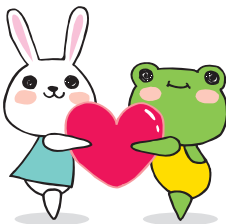
区民課住民記録第2係(中原区役所1階6番窓口)

TEL:044-744-3172

●制度改正についてのお問い合わせ先
児童手当制度改正コールセンター

TEL:044-222-7315



その他の
手当制度

市外局番(044)

制度名	対象者	手当額	申請窓口 (お問い合わせ先)
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している父、母または父母に代わって児童を養育している方 ※具体的な支給要件は、窓口にお問い合わせください。	〈児童1人のとき〉 ・全額支給の方…月額 45,500円 ・一部支給の方…月額 45,490円から10,740円までの10円きざみの額 〈児童2人のとき〉 児童1人の月額に、全部支給の場合10,750円、一部支給の場合、10,740円～5,380円が加算 〈児童3人のとき〉 児童1人増すごとに、児童2人の月額に、全部支給の場合6,450円、一部支給の場合6,440円～3,230円が加算 ※手当額は2024年4月1日から変更 ※2024年11月分の手当から、第3子以降の加算額が第2子の加算額と同額まで引き上げられます。	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3197
災害遺児等福祉手当	交通事故、労働災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父、母またはそれに代わる方）が死亡、または重度の障害者（身体障害者手帳1級または2級の方）になった場合、その児童と同一生計、同一世帯にある保護者で、市内に居住されている方	18歳未満の児童1人につき月額 3,000円 ①手当の支給開始は申請月からです ②所得制限はありません	区民課住民記録第2係 (中原区役所1階6番窓口) TEL:744-3172
特別児童扶養手当	身体、知的面等に関して、重度、中度の障害を持った20歳未満の児童を養育されている方	〈重度の場合〉 1人につき月額 55,350円 〈中度の場合〉 1人につき月額 36,860円 ※2024年4月 改定	高齢・障害課 障害者支援係 (中原区役所3階6番窓口) TEL:744-3265
障害児福祉手当	在宅の重度の障害児（20歳未満）で、日常生活に常時特別の介護を必要とする方	月額 15,690円 ※2024年4月 改定	高齢・障害課 障害者支援係 (中原区役所3階6番窓口) TEL:744-3265

※各制度における具体的な支給要件は、申請窓口にお問い合わせください。

※対象者及び金額は変更されることがあります。

⑦ 外国籍の方への育児支援

Childcare Support for Foreign Nationals

外国籍の方のためのページです This Page Contains Info for Foreign Nationals

※あなたのまわりにいる、外国籍ママ・パパに伝えてください ※Please inform the foreign national moms and dads around you

川崎市内の外国籍の親子が安心して生活できるよう、子育ての相談に乗ります。

保険サービスも受けることができます。 We provide consultation services so foreign parents and children can live with peace of mind. Health support services are also available.

●母子健康手帳交付時に、外国語版母子健康手帳（英語、ハングル、フィリピン語、タイ語、中国語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）を希望者にわたしています。 Foreign language versions of the Maternal and Child Health Handbook (English, Korean, Filipino, Thai, Chinese, Indonesian, Spanish, Portuguese, Vietnamese, and Nepalese) are provided to those who wish to receive it.

●国際子育てグループもあります。参加したい人は地域みまもり支援センター地域支援課へお問い合わせください。

There is also an international parenting group. If you would like to participate, please inquire with the Community Support Section of the Community Care and Support Center.

●地域みまもり支援センター地域支援課での両親学級、乳幼児健診や相談のときに通訳が必要な時は先に連絡ください（連絡のときの対応は、日本語です）。

If you need an interpreter for parents' classes, infant checkups, or consultations at the Community Support Section of the Community Care and Support Center, please contact us beforehand. (Japanese will be used by the point of contact)

●お問い合わせ先 For inquiries, please contact: Community Support Section, Community Care and Support Center (Counter No. 3 on the 2nd floor of the Nakahara Ward Office)

地域みまもり支援センター 地域支援課（中原区役所2階3番窓口）

TEL: 044-744-3308

多文化共生総合相談ワンストップセンター

One-Stop Consultation Center for Foreign Residents

外国籍の方への
生活全般の相談所
Free Consultation!

施設名 Facility Name	川崎市国際交流センター Kawasaki International Center
ホームページ	https://www.kian.or.jp/
所在地 Location	中川区木月祇園町2-2(東横線・目黒線元住吉駅) 2-2 Kizakigicho, Nakahara Ward, Kawasaki City (Toyo Line, Meguro Motosumiyoshi Station)



川崎市国際交流センターHP

対応言語 Languages Available	相談日 Consultation Day	相談時間・相談方法 Consultation Time and Method
英語 (English) ・ 中国語 (Chinese) ・ やさしい日本語	月～土	9:00～17:00 TEL: 044-455-8811 FAX: 044-435-7010 MAIL: soudan39@kian.or.jp
韓国・朝鮮語 (Korean)	火・木	ZOOMオンライン相談: ZOOM online consultations.
スペイン語 (Spanish) ・ フィリピン語 (Filipino) ・ インドネシア語 (Indonesian)	火・水	ホームページから申込み Please apply on the website
ポルトガル語 (Portuguese) ・ ベトナム語 (Vietnamese)	火・金	
タイ語 (Thai)	月・火	
ネパール語 (Nepal)	火・土	

※希望言語の曜日以外でも通訳と一緒に相談対応できます

※Consultation services with an interpreter are available even on days the desired language is not listed on the schedule.

【行政書士による外国人ビザ無料相談会】 行政書士がつぎの内容について、無料で相談にのります。

[Free Consultation for Foreign Visa by Certified Administrative Procedures Legal Specialist]

Certified Administrative Procedures Legal Specialist will provide free consultations on the following matters:

在留資格の更新・変更、帰化・永住・定住・在留資格認定証明書、国際結婚・離婚、在留特別許可、外国人雇用など
Renewal or change of status of residence, naturalization, permanent residence, residence, certificate of eligibility, international marriage, divorce, special permission for residence, Employment of foreign nationals, etc.

【行政書士による外国人ビザ無料相談会】

[Free Consultation for Foreign Visa by Certified Administrative Procedures Legal Specialist] ※7月は毎年インターナショナルフェスティバルで行っています。

開催場所 Venue	相談日 Consultation Day	相談時間 Consultation Time and Method	TEL・FAX
かわさきこくさいこうりゅう 川崎市国際交流センター Kawasaki International Center かいふじつ かい 会議室2階 2/F Meeting Room	ばんそく 毎月第3日曜日 原則 Theoretically Every 3rd Sunday	14:00～16:00	TEL:044-435-7000 FAX:044-435-7010

そうだん にほんご つうやく ひつよう ひと にほんご はな ひと いっしょ く さき かわさきこくさいこうりゅうきょうかい

相談は日本語です。通訳が必要なのは、日本語が話せる人と一緒に来るか、先に川崎市国際交流協会(TEL:435-7000)に連絡してください。

The Consultation is conducted in Japanese. If you need an interpreter, please come with someone who can speak Japanese or contact the Kawasaki International Association (TEL. 435-7000) for an interpreter.

施設名 Facility Name	かわさきけんみん せん た ー 川崎県民センター Kawasaki Kenmin Center			
ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/kwsk/consult.html			
所在地 Location	さいわいほくけいかわさき 幸区堀川1町580 ソリッドスクエア東館2階 (JR川崎駅・京急川崎駅) 2/F East Building, Solid Square, 580 Honkawah, Saiwai Ward, Kawasaki City (JR Kawasaki Station and Keiyo Kawasaki Station)			「川崎県民センター相談窓口HP」
対応言語 Languages Available	相談日 Consultation Day	相談時間 Consultation Time		TEL
ベトナム語(Tiếng Việt)	木曜	9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は16:00まで)		044-549-0047

に じぶんこーど たばん じょうほう あく せす

二次元コードから多言語情報にアクセスできます

Scan the 2D code for other language options.

す まー と ふ おん た ぶ れ っ と たんまつ た ばん じょうほう

スマートフォンやタブレット端末から多言語情報に

簡単にアクセスできます。

English

中文

한국・조선어

Español

Português

Tagalog

Tiếng việt

ภาษาไทย

Bahasa Indonesia

नेपाली



なか はら く ない
中原区内
に ほん こ がっ ぎゅう いち らん
日本語学級一覧
List of Japanese Language
Schools in Nakahara Ward

せいかつ ひつよう に ほん ご かいわ よみ かき に ほん せいかつしゅうかん
生活に必要な日本語の会話や読み書き、日本の生活習慣などを
学びます。

Learn Japanese conversation, reading and writing,
Japanese customs and more for daily life.

教室名 Classroom Name	開催場所 Venue
なか はら し みんかん に ほん こ がっ ぎゅう 中原市民館日本語学級 Nakahara Civic Center Japanese Class 午前(10時～11時30分) 夜間(18時30分～20時) 午前は保育あり(概ね1歳6か月以上)	なか はら し みんかん ● 中原市民館 ● 日本語担当 Staff Responsible Nakahara Civic Hall TEL:044-433-7773 FAX:044-430-0132
かわさき し こくさいこうりゅう に ほん こ こう ざ 川崎市国際交流センター日本語講座 Kawasaki International Center Japanese Class	こくさいこうりゅう ● 国際交流センター ● 日本語講座担当 Staff Responsible Kawasaki International Center TEL:044-435-7000 FAX:044-435-7010

さんぜん さんご かん じょうほう リー ふ れ っ と げん ご
産前・産後に関するさまざまな情報をまとめたリーフレットが14言語であります。しー ほー べー じ けいさい
市のホームページに掲載されていますので、見てください。

Leaflet containing a variety of information on prenatal and postnatal care

are available in 14 different languages. Please see the leaflet on the city's website.



⑧ 地域における支援活動

民生委員児童委員による支援活動

民生委員児童委員及び主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、各種の関係機関・団体と連携を図りながら、児童やその家庭への支援をはじめ、高齢者や障がい者等の福祉の向上のため、地域の中で様々な活動を行っています。

「人権の尊重と守秘義務」が義務付けられていますので安心してご相談ください。

主な子育て支援活動

- 子育てサロン(P68)の開催による親子どうしの交流の場づくり
- お子さんの権利が著しく侵害されていると思われる場合の相談
- お子さんの健全育成にとって好ましくない環境と思われる場合の相談
- その他、子育ての悩み、親子・家族関係、非行、体罰、いじめなどの相談

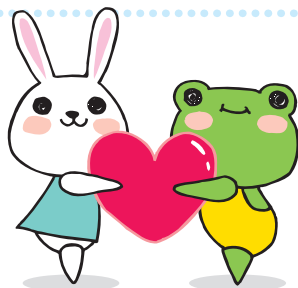
● お問い合わせ先

地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 (中原区役所 2階1番窓口)

TEL:044-744-3252

中原区社会福祉協議会の支援活動

中原区社会協議会は誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、地域の方々や各関係機関と協力し合いながら子育て支援をはじめとする様々な活動を行っています。



主な子育て支援活動

- 子育て支援事業の推進(子育て関係講座の開催、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・区内の子育て支援グループなどによる子育て支援事業をサポート)
- 福祉関連講座や催しの開催
- 広報活動・情報提供・相談事業(福祉に関する図書・ビデオの貸出も実施)
- 地域福祉関係活動への助成・育成 ●ボランティアの相談
- 福祉教育への協力・支援・福祉用具の貸出(福祉の話、出前も可)
- ボランティア保険の受付 ●生活福祉資金の貸付相談ほか

● お問い合わせ先

中原区社会福祉協議会：福祉パルなかはら

TEL:044-722-5500